

平 2 5 障害者支援第 1 3 4 9 号
平成 2 6 年 (2014 年) 3 月 2 8 日

山口県医師会長 様

山口県健康福祉部障害者支援課長



障害支援区分における「医師意見書記載の手引き」の周知について（依頼）

平素より県障害保健福祉施策の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者総合支援法の施行に伴い、本年 4 月 1 日から、現行の「障害程度区分」は「障害支援区分」に改正され、施行日以降に各市町に対して申請のあった事例から順次、新たな認定調査及び審査判定が開始されます。

また、障害支援区分の審査判定については、障害程度区分と同様に、認定調査員による「認定調査の結果」及び主治医が記載する「医師意見書」を総合的に勘案して行われますが、このたび、厚生労働省において、今般の改正に併せて、医師意見書の様式を改めるとともに、医師意見書への記載に当たっての留意点等をまとめた「医師意見書記載の手引き」が作成されました。

つきましては、県障害者支援課のホームページに当該マニュアルを掲載しましたので、貴会会員への周知等、御協力いただきますようお願い申し上げます。

【ホームページ U R L 】

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/isiikennshyo/isiikennsyo.html>

障害者支援課
在宅福祉推進班
担当：佐藤
TEL:083-933-2764

